

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

告 示

○一般競争入札の資格に関する公示..... (循環型社会推進課)	79
○一般競争入札の実施..... (循環型社会推進課)	80
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	81
○平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定 (環境生活部所管分 その4)..... (環境生活部総務課)	81
○と畜場番号の指定の一部改正..... (食品衛生課)	82
○身体障害者福祉法による指定医師の従業場所の変更届..... (障害者保健福祉課)	82
○身体障害者福祉法による指定医療機関の名称の変更の届出..... (障害者保健福祉課)	83
○身体障害者福祉法による医師の指定の辞退..... (障害者保健福祉課)	84
○生活保護法による介護機関の指定..... (保護課)	84
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出..... (保護課)	84
○土地改良区の役員の就任の届出..... (土地改良指導課)	84
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可..... (土地改良指導課)	85
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 (土地改良指導課)	85
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可 (土地改良指導課)	85
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	85
○土地改良区連合の役員の退任の届出..... (土地改良指導課)	85
○土地改良区連合の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	85
○土地改良事業の計画変更の同意..... (土地改良指導課)	85
○道営土地改良事業の工事の完了..... (土地改良指導課)	86
○特定調達契約に係る入札の公告..... (漁業指導課)	86
○知事権限に係る保安林の指定の予定 (2件)..... (治山課)	87
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	88
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	89
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	90
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	91
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	91
○公共測量の実施の通知 (3件)..... (建設部総務課)	91

○道路の区域の変更..... (道路整備課)	92
○公有水面の埋立ての承認の出願..... (砂防災害課)	92
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可..... (砂防災害課)	93
○都市計画事業の認可..... (都市環境課)	93
○補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正..... (出納局総務課)	94

公 表

○知事表彰の受表彰者..... (人事課)	94
○平成15年度北海道補正予算の要領..... (財政課)	94

支 庁 告 示

○建築基準法による道路の位置の指定.....	96
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	96

道 釧 路 土 木 現 業 所 告 示

○一般競争入札の実施.....	96
-----------------	----

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等.....	97
----------------------------	----

道 警 察 本 部 告 示

○一般競争入札の実施.....	98
-----------------	----

告 示

北海道告示第1612号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1 資格及び委託業務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする業務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年9月12日に一般競争入札の告示を行う北海道産業廃棄物実態調査研究等業務委託契約
- (2) 資 格 北海道産業廃棄物実態調査研究等業務委託契約に関する資格 (以下「資格」という。)
- (3) 業 務 の 種 類 北海道産業廃棄物実態調査研究業務、循環的利用施設整備に係る調査研究業務、物質循環構造等把握調査研究業務及び再生品

利用拡大に向けた調査研究業務

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、含まれない）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 過去5年間に於いて、国又は地方公共団体から、産業廃棄物の実態調査について、業務委託を受け、実施した実績があること。
- (6) これまで、道内における廃棄物に関する調査・研究を受託したことがあること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 平成15年9月12日（金）から24日（水）まで（午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称	北海道環境生活部環境室循環型社会推進課
イ 提出先の所在地	郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

4 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継したもの

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請をしようとする者は、3(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該機関の更新手続

- (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契

約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

- (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第1613号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 北海道産業廃棄物実態調査研究等業務
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 契約の日から平成16年3月19日まで
- (4) 納入場所 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道告示第1612号に規定する北海道産業廃棄物実態調査研究等業務委託に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

4 入札執行の場所

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁環境生活部1号会議室
- (2) 入札日時 平成15年9月29日 午前10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

- 7 郵便等による入札
郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1号の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 9 契約書の作成の要否
要
- 10 その他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道環境生活部環境室環型社会推進課
イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 326
- (4) 入札に関して、談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することができる。

- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
(6) この入札の執行は、公開する。
(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1614号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年9月12日

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	熟女たちのラブホテル 玉いじり	新日本映像	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	若奥様 羞恥プレイ	オーピー映画		
同	義父の指あそび - 抜かないで! -	新日本映像		
同	愛欲遊戯 狙われた美穴	オーピー映画		

北海道告示第1615号

北海道が平成15年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

(環境生活部所管分 その4)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
リサイクル設備整備事業 循環型社会形成のため、廃棄物の分別収集及び再生利用の向上を目的として実施するリサイクル設備の整備事業に対し、予算の範囲内で補助す	市町村 一部事務組合 広域連合（北海道が策定した「ごみ処理の広域化計画」で示すごみ処					提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 環境生活部環境室循環型社	書類は、支庁長を経由すること。

る。	理の広域化ブロック内の市町村で構成される団体)					会推進課	
(1) 容器包装リサイクル設備整備事業		容器包装廃棄物の分別収集に係る機械設備の整備に要する経費（備品購入費及び据付工事に係る工事請負費に限る。）	3分の1以内 （1設備当たり400万円を限度とする。）	共通第6号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 その他事業の参考となる資料	共通第6号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 その他事業の参考となる資料		
(2) 蛍光管リサイクル設備整備事業		蛍光管の再利用に係る破砕機等の整備に要する経費（備品購入費及び工事請負費に限る。）	3分の1以内 （1設備当たり400万円を限度とする。）	共通第6号様式 共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 その他事業の参考となる資料	共通第6号様式 共通第30号様式 共通第31号様式 その他事業の参考となる資料		

北海道告示第1616号

平成11年北海道告示第814号（と畜場番号の指定）の一部を次のように改正する。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

「と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第8条」を「と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第17条」に改める。

北海道告示第1617号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、次のとおり従業場所の変更の届出があった。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

氏名	診療科目	従業場所		変更年月日
		従業前	従業後	
汲田 喜宏	小児科	美瑛市西2条北1丁目1番1号市立美瑛病院	千歳市信濃2丁目2-1くみたこどもクリニック	平成15. 5. 16
大川 洋平	心臓血管外科	札幌市西区西野4条1丁目1-30心臓血管センター北海道大野病院	恵庭市恵み野西2丁目3-5北農会恵み野病院	同 15. 5. 1
今井 良成	内科	北広島市中央1丁目2-7北広島中央クリニック	北広島市中央1丁目2-7医療法人社団北広島中央クリニック	同 15. 8. 1

犬塚 学	呼吸器科	北見市高栄西町1丁目1-2北海道立北見病院	函館市港町1丁目10-1市立函館病院	同 13. 4. 1
渡邊 智之	同	札幌市清田区北野4条5-5-40北海道立札幌北野病院	函館市富岡町2丁目10-10函館市医師会病院	同 15. 4. 1
久野 篤史	内科	札幌市中央区南1条西16丁目札幌医科大学医学部附属病院	函館市富岡町2丁目10-10函館市医師会病院	同
長谷川浩一	同	札幌市中央区南1条西16丁目札幌医科大学医学部附属病院	函館市五稜郭町38-3社会福祉法人函館厚生院函館五稜郭病院	同 15. 7. 14
木村 慎	泌尿器科	浦河町東町ちのみ1丁目6-5総合病院浦河赤十字病院	八雲町東雲町50八雲総合病院	同 15. 4. 1
鈴木 章之	耳鼻咽喉科	札幌市北区北14条西5丁目北海道大学医学部附属病院	函館市本町33-2函館中央病院	同 15. 7. 14
小川 俊彰	眼科	旭川市曙1条1丁目1-1旭川赤十字病院	函館市五稜郭町38-3社会福祉法人函館厚生院函館五稜郭病院	同 15. 4. 1
佐々木真樹	小児科	函館市川原町18-16国立函館病院	函館市本町33-2函館中央病院	同
佐藤 正治	脳神経外科	小樽市長橋3丁目11番1号市立小樽第2病院	小樽市銭函3丁目298医療法人ひまわり会札幌病院	同
丹野 巖	整形外科	札幌市清田区清田1条4丁目1-50札幌清田整形外科病院	小樽市色内1丁目10-17小樽掖済会病院	同

丁子 卓 内 科	余市町大川町8-46 坂本整形外科内科クリニック	札幌市西区琴似1条5丁目1-1 静和記念病院	平成15.7.1	久馬 理史 内 科	札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学医学部附属病院	室蘭市山手町3丁目8-1 市立室蘭総合病院	同 15.4.1																																							
新谷 俊幸 リハビリテ ーション科 脳神経外科	小樽市奥沢1丁目2-2 小樽脳神経外科病院	小樽市富岡1丁目4-15 小樽セントラルクリニック	同 15.4.1	野中 富夫 眼 科	苫小牧市旭町4丁目8-15 野中眼科医院	苫小牧市明野新町5丁目1-30 医療法人社団平成豊塾苫小牧東病院	同 15.9.1																																							
杉本 信志 外 科 脳神経外科	美瑛市東4条南1丁目3-1 美唄労災病院	岩見沢市9条西7丁目2 岩見沢市立総合病院	同	田中 芳幸 整 形 外 科	小樽市色内1丁目10-17 小樽掖済会病院	浦河町東町ちのみ1丁目2-1 浦河赤十字病院	同 15.4.1																																							
本間 仗价 内 科 整 形 外 科 リハビリテ ーション科 放射線科	札幌市南区川沿13条2丁目1-38 医療法人愛全会 愛全病院	栗山町朝日3丁目2番地 栗山赤十字病院	同 15.7.1	高木 博之 内 科	札幌市南区川沿13条2丁目1-38 医療法人愛全会 愛全病院	音更町木野大通東17丁目1-6 医療法人社団宏明館幸北病院	同 15.7.1																																							
小林 洋 耳鼻咽喉科	札幌市豊平区平岸1条6丁目3-40 幌南病院	砂川市西4条北2丁目1-1 砂川市立病院	同	近藤 達夫 同	帯広市東5条南20丁目1番地 医療法人社団杏和会近藤病院	帯広市東5条南20丁目1番地 医療法人社団杏和会おびひろ呼吸器 科内科病院	同																																							
加藤 健 整 形 外 科	富良野市住吉町1-25 社会福祉法人北海道社会事業協会老 人保健施設 ふらの	富良野市本町6-8 加藤クリニック	同 13.9.10	菅原 好孝 同	帯広市東5条南20丁目1番地 医療法人社団杏和会近藤病院	帯広市東5条南20丁目1番地 医療法人社団杏和会おびひろ呼吸器 科内科病院	同																																							
田村 佳久 外 科	富良野市字山部東20線13番地 J A北海道厚生連山部厚生病院	富良野市字山部東20線13番地 J A北海道厚生連山部厚生医院	同 15.3.1	小林 修一 内 科 呼 吸 器 科	帯広市東5条南20丁目1番地 医療法人社団杏和会近藤病院	帯広市東5条南20丁目1番地 医療法人社団杏和会おびひろ呼吸器 科内科病院	同																																							
吉田 泉 内 科	当麻町4条西3丁目13-18 当麻内科ペインクリニック	当麻町4条西3丁目1133-1 当麻内科ペインクリニック	同 15.4.1	田面木友久 内 科	札幌市白石区栄通18丁目 札幌徳洲会病院	幕別町字千住193-4 医療法人社団ひがし十勝病院	同 15.8.8																																							
長峯 正泰 耳鼻咽喉科	名寄市西7条南8丁目1 名寄市立総合病院	札幌市豊平区中の島1条8丁目 北海道社会保険病院	同	今泉 俊雄 脳神経外科	函館市港町1丁目10番1号 市立函館病院	釧路市春湖台1-12 市立釧路総合病院	同 15.4.1																																							
佐々木信博 内 科	名寄市東6条南5丁目91-3 国立療養所名寄病院	旭川市春光5区4条2丁目219 とびさわ呼吸器科・内科	同	松本 明彦 同	釧路市豊川町1-9 釧央脳神経外科病院	釧路市白樺台2丁目25-1 小島病院	同 12.12.1																																							
澤口 裕二 外 科	札幌市北区北14条西5丁目 北海道大学医学部附属病院	土別市東山町3029-1 市立土別総合病院	同	松田 孝之 外 科	函館市堀川町4番5号 社会福祉法人北海道社会事業協会函 館病院	弟子屈町泉2丁目3-1 J A北海道厚生連摩周厚生病院	同 15.4.1																																							
小西 勝人 同	砂川市西4条北2丁目1 砂川市立病院	土別市東山町3029-1 市立土別総合病院	同	竹村 清一 内 科	帯広市東13条南6丁目1番地 帯広市立病院	釧路市幣舞町4-30 釧路市医師会病院	同 15.6.17																																							
高野 勝信 脳神経外科	旭川市8条通6丁目 医療法人元生会森山病院	富良野市桂木町2-77 医療法人社団ふらの西病院	同	増子 佳弘 外 科	富良野市幸町13-1 社会福祉法人北海道社会事業協会富 良野病院	中標津町西10条南9丁目1番地1 町立中標津病院	同 15.4.1																																							
白山 真司 外 科	釧路市幣舞町4-30 釧路市医師会病院	富良野市桂木町2-77 医療法人社団ふらの西病院	同	北海道告示第1618号																																										
西村 克人 内 科	札幌市北区新川西3条2丁目10-1 医療法人社団延山会北成病院	土別市東山町3029-1 市立土別総合病院	同 15.7.1	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定による指定医療機関 の開設者から、次のとおり名称変更の届出があった。																																										
長谷川 潤 整 形 外 科	遠軽町大通北3丁目1 J A北海道厚生連遠軽厚生病院	札幌市北区北14条西5丁目 北海道大学医学部附属病院	同 15.4.1	平成15年9月12日																																										
榎本 啓一 耳鼻咽喉科	旭川市緑が丘東2条1丁目1-1 旭川医科大学医学部附属病院	苫小牧市若草町3丁目4-8 王子総合病院	同 13.7.1	北海道知事 高橋 はるみ																																										
和田 耕一 外 科	苫小牧市矢代町2丁目9-13 苫小牧日翔病院	苫小牧市青葉町2丁目9-19 医療法人社団養生館青葉病院	同 15.6.1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名</th> <th style="text-align: center;">前</th> <th style="text-align: center;">変</th> <th style="text-align: center;">更</th> <th style="text-align: center;">後</th> <th style="text-align: center;">所</th> <th style="text-align: center;">在</th> <th style="text-align: center;">地</th> <th style="text-align: center;">変</th> <th style="text-align: center;">更</th> <th style="text-align: center;">年</th> <th style="text-align: center;">月</th> <th style="text-align: center;">日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人恩賜財団済生会 支部北海道済生会小樽北生病院</td> <td>社会福祉法人恩賜財団済生会 支部北海道済生会小樽病院</td> <td>変</td> <td>更</td> <td>後</td> <td>所</td> <td>在</td> <td>地</td> <td>変</td> <td>更</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>小樽市梅ヶ枝町8番18号</td> <td></td> <td></td> <td>平成</td> <td>14.10.1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				名	前	変	更	後	所	在	地	変	更	年	月	日	社会福祉法人恩賜財団済生会 支部北海道済生会小樽北生病院	社会福祉法人恩賜財団済生会 支部北海道済生会小樽病院	変	更	後	所	在	地	変	更	年	月	日						小樽市梅ヶ枝町8番18号			平成	14.10.1			
名	前	変	更	後	所	在	地	変	更	年	月	日																																		
社会福祉法人恩賜財団済生会 支部北海道済生会小樽北生病院	社会福祉法人恩賜財団済生会 支部北海道済生会小樽病院	変	更	後	所	在	地	変	更	年	月	日																																		
					小樽市梅ヶ枝町8番18号			平成	14.10.1																																					
佐々木賢一 同	今金町字今金17-2 今金町国保病院	室蘭市山手町3丁目8-1 市立室蘭総合病院	同 13.4.1																																											

北海道告示第1619号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、次のとおり指定の辞退があった。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

氏名	診療科目	従業場	所	辞退年月日
池下 一也	外科	音更町木野東通4丁目7番地	池下医院	平成15.6.30

北海道告示第1620号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	指定年月日
有限会社サポウトふかがわ	訪問介護	小樽市潮見台2丁目14番25号	平成15.8.1
訪問介護ステーションひかり	同	苫小牧市光洋町1丁目16番16号	同 14.8.28
スマイル指定訪問介護事業所	同	福島町字月崎261番地の2	同 15.8.11
スマイル指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業	同	同
勤医協うらかわ訪問看護ステーション	訪問看護	浦河町築地2丁目1-27	同 15.9.1
ななえ新病院	同	七飯町字本町657番地5	同 15.7.1
同	訪問リハビリテーション	同	同
同	居宅療養管理指導	同	同
同	短期入所療養介護	同	同
同	介護療養型医療施設	同	同
デイサービスほろむい	通所介護	岩見沢市幌向北2条1丁目611番地127	同 15.8.1
グループホームほろむい	痴呆対応型共同生活介護	同	同
デイサービスセンターもえーる	通所介護	留萌市栄町1丁目1番1号	同 15.8.5
グループホームもえーる	痴呆対応型共同生活介護	同	同
富良野市デイサービスセンターやまべ	通所介護	富良野市字山部2632番1	同 15.9.1
創成会デイサービスセンター	同	神恵内村大字神恵内村字冷水50-6	同 15.8.1
医療法人社団北斗あおぞら病院	通所リハビリテーション	帯広市西18条南4丁目15番地10号	同 15.7.1
同	短期入所療養介護	同	同 15.8.1

同	介護療養型医療施設	同	同
J A北海道厚生連摩周厚生病院	短期入所療養介護	弟子屈町泉2丁目3番1号	同
同	介護療養型医療施設	同	同
グループホームそよかぜ	痴呆対応型共同生活介護	函館市松風町14番7号	同
グループホームふれあい北帯広1	痴呆対応型共同生活介護	帯広市西10条北6丁目7-4	同
グループホームふれやか	痴呆対応型共同生活介護	北見市大正56番地52及び53	同 15.8.6
グループホームのぞみの家	痴呆対応型共同生活介護	赤平市宮下町3丁目1番地	同 15.8.26
グループホーム・なごみ	痴呆対応型共同生活介護	江差町字田沢町492番地3	同 15.7.31
グループホーム夢	痴呆対応型共同生活介護	余市町黒川町145番6号	同 15.8.1
介護ショップあばしりこばやし	福祉用具貸与	網走市桂町5丁目3番1号	同
株式会社オダ建設介護ショップほほえみ	同	雄武町字雄武330番地1	同
若草指定居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業	登別市若草町2丁目17番地14	同 15.4.15

北海道告示第1621号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

名称又は氏名	サービスの種類	所在地又は住所	届出の内容
北見脳神経外科病院	居宅療養管理指導 短期入所療養介護 介護療養型医療施設	北見市三輪36番地1	平成15.7.18 辞退
医療法人今川医院	介護療養型医療施設	江差町字茂尻町295	同 15.8.1 同
ラポール東小樽居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業	小樽市稲穂2丁目22番8号 駅前第一ビル4F	同 15.5.12
	(変更前)ラポール東小樽居宅介護支援事業所 (変更後)東小樽在宅ケアセンター-居宅介護支援事業所		(変更・名称)
愛別デイサービスセンター	同	愛別町字北町298-1	平成14.7.1
	(変更前)愛別デイサービスセンター (変更後)介護計画サービスセンター「あい」		(変更・名称)

北海道告示第1622号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、羽幌土地改良区から、

次のとおり役員の就任の届出があった。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成15. 8.21	理事	有澤 陽	市 苫前郡羽幌町字築別1360番地

北海道告示第1623号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
浦臼土地改良区	晩東貯水池	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	岩村貯水池	同
同	札的温水貯水池	同
同	黄白貯水池	同

北海道告示第1624号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
秩父別土地改良区	滝の上頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	八丁目頭首工	同

北海道告示第1625号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、秩父別土地改良区が管理する境川頭首工に係る管理規程の廃止を認可した。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

廃止した管理規程の概要
境川頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第1626号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成15年9月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
沼田	中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、暗きよ）	北海道空知支庁
北竜	中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、客土、暗きよ）	同
幌新	中山間地域総合農地防災（農業用排水、土留工、暗きよ、整地）	同
吉沢	ほ場整備 [担い手育成型]（区画整理）	同
大和	土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、農道、客土、暗きよ、区画整理）	同

北海道告示第1627号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、石狩川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成15. 3.31	理事	齋藤 輝佳	上川郡愛別町字協和1138番地

北海道告示第1628号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、平成15年9月4日、石狩川水系土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第1629号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年9月2日、別海町の行う土地改良（光進地区基盤整備促進 [基盤整備]（農道））事業の土地改良事業計画の変更に同意した。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第1630号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
倶知安中央	土地改良総合整備 [土づくり型] (暗きょ)	平成14. 6.20
同	同 (客土)	同
同	同 (土壌改良)	同 14.11.14
同	同 (農業用排水)	同 13.12. 7
同	同 (区画整理)	同
同	同 (農用地保全)	同 12.11.30
起 業 社	土地改良総合整備 [緊急生産調整推進型] (暗きょ)	同 14.11.20
同	同 (客土)	同
南 幌 似	緊急生産調整推進排水対策特別 (農業用排水)	同 14.12.10
仁 木 南	中山間地域総合農地防災 (農業用排水)	同 14.11.29
同	同 (農用地保全)	同 13.11.30
登	一般農道整備 (半島基幹)	同 14.11.20

北海道告示第1631号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 日 平成15年12月25日
- (4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 総トン数500トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。

(4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特種上架台及び斜路）を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申 請 の 時 期 平成15年9月16日から30日まで
- イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課）
- (2) 入 札 日 時 平成15年10月29日 午後2時（送付による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ア 名 称 北海道水産林務部漁業指導課
 - イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 420
- (4) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKUOU-MARU Repair Service 1 set
- B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., October 29, 2003
- C . Contact point for notice : Fishing Guidance Division, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan Phone : 011-231-4111 Extension 28-420

北海道告示第1632号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所 茅部郡南茅部町字川汲1147の1、字尾札部1582の2、1624
在場所
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び南茅部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1633号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所 士別市上士別町2445の1、2445の3、2446、3617の1、5019、
在場所 5020の1、5020の3
- (2) 指 定 の 目 的 干害の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道上川支庁経済部林務課及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 保安林予定森林の所 山越郡長万部町字共立301の3・字静狩397の1・397の7・
在場所 字蕨岱347（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、
345
- (2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字共立301の3・字静狩397の1・字蕨岱345(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3(1) 保安林予定森林の所在場所 檜山郡上ノ国町字木ノ子646の1(次の図に示す部分に限る。)

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山支庁経済部林務課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

4(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡和寒町字東丘397の1(次の図に示す部分に限る。)、397の6、397の9、398の12、398の13、398の19、398の20、398の22、398の26、398の28、398の61、401、402

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁経済部林務課及び和寒町役場に備え置いて縦覧に供する。)

5(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡風連町字日進2035の1、2035の3、2036の1から2036の3まで、2037の1、2037の2、2037の4、2037の6、2038、2039、2040の1、2040の3

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道上川支庁経済部林務課及び風連町役場に備え置いて縦覧に供する。)

6(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡湧別町字志撫子1、2の1、7、26、字芭露1867の1

(2) 指 定 の 目 的 公衆の保健

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道網走支庁経済部林務課及び湧別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1634号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 山越郡長万部町字豊野71・131の1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 2(1) 保安林の所在場所 山越郡長万部町字豊津274の1・274の2・274の4 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3(1) 保安林の所在場所 勇払郡追分町旭896の1 (次の図面に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
旭896の1 (次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び追分町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1635号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 寿都郡寿都町字歌葉町美谷320の2、320の6から320の12まで、320の14から320の17まで、320の19、320の21、320の23、320の27
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字歌葉町美谷320の2・320の7・320の8・320の11・320の12・320の14・320の17・320の21 (以上8筆について次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 上川郡上川町字菊水854 (次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在場所 新冠郡新冠町字東泊津83の1・86の1・109（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、312の1

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡池田町字常盤217の1・217の2・219の4・254の69・254の124（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所在場所 十勝郡浦幌町字活平280地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、275・279・280（以上3筆について次の図に示す

部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字活平280地先（次の図に示す部分に限る。）、275・280（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、279 所在の森林

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1636号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 河東郡士幌町字中音更176の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡清水町字美蔓1001の10・1001の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び清水町役場に

備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1637号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 夕張郡長沼町字馬追原野7759の26・7759の27（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁経済部林務課及び長沼町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡上士幌町字上音更130の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1638号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 爾志郡熊石町字根崎222の3・298の3（以上2筆国有林）、222の2、222の5、字豊岩607・608（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、555の2
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び熊石町役場に備え

置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡美瑛町字ウバクベツ753の1249、753の1264、753の1265
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 網走郡津別町字沼沢205の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 4(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡穂別町字稲里553の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 5(1) 解除予定保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字厚内68の12（国有林）、68の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1639号

小樽開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（3、4級基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年7月10日から10月17日まで
- 3 作業地域 共和町

北海道告示第1640号

留萌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 作業種類 公共測量（道路管理）
- (2) 作業期間 平成15年7月25日から11月28日まで
- (3) 作業地域 小平町

- 2(1) 作業種類 公共測量（港湾管理）
- (2) 作業期間 平成15年7月25日から11月28日まで
- (3) 作業地域 天塩町

北海道告示第1641号

帯広開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年9月8日から11月28日まで
- 3 作業地域 帯広市

北海道告示第1642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類	道道					
2 路線名	ペンケ下川停車場線					
3 道路の区域	区	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
	上川郡下川町南町584番1 地先から上川郡下川町南町 431番地先まで		前	12.77mから 19.53mまで	568.11m	—
			後	20.00mから 27.07mまで	568.11m	—

北海道告示第1643号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、公有水面の埋立ての承認を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年9月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 出願の年月日 平成15年7月17日
 - 2 出願のあった国の官庁
 - (1) 名 称 農林水産省
 - (2) 住 所 東京都千代田区霞が関1の2の1
 - (3) 代表者の氏名 農林水産大臣 亀井 善之
 - 3 埋立区域
 - (1) 位 置 登別市登別港町1丁目27番及び21番3地先の公有水面
 - (2) 区 域 次の①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線によって囲まれた区域
- | | |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①の地点 | 登別漁港原点（北緯42度27分13秒357、東経141度11分06秒967、X = -171,221.934、Y = -87,576.097）から方向角168度12分31秒の方向359.63mの地点 |
| ②の地点 | ①の地点から方向角139度58分00秒の方向80.18mの地点 |
| ③の地点 | ②の地点から方向角229度56分49秒の方向6.70mの地点 |
| ④の地点 | ③の地点から方向角139度58分04秒の方向4.50mの地点 |
| ⑤の地点 | ④の地点から方向角229度58分14秒の方向5.90mの地点 |
| ⑥の地点 | ⑤の地点から方向角319度58分00秒の方向84.68mの地点 |
| ⑦の地点 | ⑥の地点から方向角49度56分45秒の方向1.03mの地点 |

- ⑧の地点 ⑦の地点から方向角49度57分24秒の方向5.00mの地点
- (3) 面積 1,036.79m²
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置 登別市登別港町1丁目27番及び21番3地先並びに27番
- (2) 区域 次のイの地点からニの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とニの地点とを結んだ線によって囲まれた区域
- イの地点 登別漁港原点(北緯42度27分13秒357、東経141度11分06秒967、X = -171,221.934、Y = -87,576.097)から方向角165度14分58秒の方向328.21mの地点
- ロの地点 イの地点から方向角139度58分00秒の方向104.72mの地点
- ハの地点 ロの地点から方向角229度57分09秒の方向42.60mの地点
- ニの地点 ハの地点から方向角319度58分00秒の方向104.72mの地点
- (3) 面積 4,461.12m²
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第1644号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 しゅん功認可の年月日 平成15年9月3日
- 2 しゅん功認可を受けた者
- (1) 氏名又は名称 積丹町
- (2) 住所 積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番
- (3) 代表者の氏名 積丹町長 白鳥 忠世
- 3 埋立区域
- (1) 位置 積丹郡積丹町大字日司町4番2地先の公有水面
- (2) 区域 次の11の地点から11-1の地点までを順次に結んだ線及び11の地点と11-1の地点とを結んだ線によって囲まれた区域(日本測地系による測量の成果を使用)
- 11の地点 漁港原点三級基準点No.6(北緯43度21分16秒、東経140度28分05秒)から方向角12度42分42秒の方向278.96mの地点
- 12の地点 11の地点から方向角327度57分40秒の方向16.56mの地点
- 13の地点 12の地点から方向角0度01分56秒の方向61.49mの地点
- 13-1の地点 13の地点から方向角315度01分58秒の方向2.49mの地点

- A-1の地点 13-1の地点から方向角45度01分56秒の方向18.88mの地点
- Bの地点 A-1の地点から方向角120度22分49秒の方向2.83mの地点
- Cの地点 Bの地点から方向角167度40分36秒の方向2.11mの地点
- Dの地点 Cの地点から方向角113度56分52秒の方向1.59mの地点
- Eの地点 Dの地点から方向角80度46分22秒の方向1.80mの地点
- Fの地点 Eの地点から方向角54度32分18秒の方向5.52mの地点
- Gの地点 Fの地点から方向角159度42分04秒の方向0.57mの地点
- 11-7の地点 Gの地点から方向角219度31分32秒の方向0.78mの地点
- 11-6の地点 11-7の地点から方向角157度17分56秒の方向17.20mの地点
- 11-5の地点 11-6の地点から方向角226度33分04秒の方向12.40mの地点
- 11-4の地点 11-5の地点から方向角170度56分36秒の方向5.06mの地点
- 11-3の地点 11-4の地点から方向角119度05分16秒の方向9.55mの地点
- 11-2の地点 11-3の地点から方向角196度26分00秒の方向16.81mの地点
- 11-1の地点 11-2の地点から方向角200度26分09秒の方向19.92mの地点

(3) 面積 1,773.76m²

- 4 免許年月日及び番号 平成11年3月31日 砂防第73-39号指令
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 積丹町

北海道告示第1645号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 施行者の名称 札幌市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業(3・2・27号東15丁目・屯田通及び3・1・1号創成川通)

3 事業施行期間 平成15年9月12日から平成18年3月31日まで
 4 事業地
 収用の部分 札幌市北区屯田町、屯田7条1丁目、屯田7条2丁目、屯田7条3丁目、屯田7条4丁目、屯田7条5丁目、屯田7条6丁目、屯田7条7丁目、屯田7条8丁目、屯田7条9丁目、屯田7条10丁目、屯田7条11丁目、屯田7条12丁目、太平6条1丁目及び太平7条1丁目地内

北海道告示第1646号

平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

農政部所管の事項に次の3項を加える。

- 100 北の大地のめぐみ愛食総合推進事業（スローフード推進事業のうち地域モデル事業及び北海道米販売力強化対策事業に限る。） 同
- 101 農地保有合理化事業（財団法人北海道農業開発公社が実施する事業を除く。） 同
- 102 田園自然環境保全・再生支援事業（個別地区事業に限る。） 同

公 表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道社会貢献賞

市（区）町村名	氏名又は団体名	功 績 の 内 容
石 狩 市	早 坂 静 夫	国民健康保険事業功労
札幌市北 区	小 島 真 一	同
同	中 野 幸 雄	同
登 別 市	多 田 弘	同
平 取 町	村 上 晃	同

札幌市北 区 西 家 皞 仙 同
 雄 武 町 佐 藤 敏 之 同
 根 室 市 鈴 木 寛 和 同
 札幌市中央区 大 堀 克 己 同
 岩 内 町 竹 村 敬 同
 当 別 町 島 谷 昭 義 同
 上 富 良 野 町 小 玉 庸 郎 同
 札幌市南 区 木 村 孝 同
 利 尻 町 中 川 原 真 知 子 同
 更 別 村 平 出 隆 昭 同
 福 島 町 深 浦 法 正 同

平成15年第2回北海道議会臨時会で議決を経た平成15年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成15年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

平成15年度北海道一般会計補正予算（第2号）

平成15年度北海道一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,377,689千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,882,949,911千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表

款 項	歳 入 歳 出 予 算 補 正		計
	歳 入	歳 出	
			（単位 千円）
款 項	補 正 前 の 額	補 正 額	
5 地方交付税	723,500,000	2,365,298	725,865,298
1 地方交付税	723,500,000	2,365,298	725,865,298
7 分担金及び負担金	49,148,876	378,230	49,527,106

	1 分 担 金	3,427,381	189,115	3,616,496	7 農 政 費	262,667,780	292,567	262,960,347
	2 負 担 金	45,721,495	189,115	45,910,610	1 農 政 管 理 費	19,607,581	216,144	19,823,725
9 国庫支出金		493,312,491	25,430,033	518,742,524	5 農 業 改 良 普 及 費	2,364,176	4,742	2,368,918
	1 国 庫 負 担 金	177,689,034	65,315	177,754,349	8 農 業 農 村 整 備 事 業 費	119,609,999	67,000	119,676,999
	2 国 庫 補 助 金	312,029,328	25,362,760	337,392,088	11 酪 農 畜 産 費	6,472,080	4,681	6,476,761
	3 委 託 金	3,594,129	1,958	3,596,087	8 水 産 林 務 費	121,037,183	899,938	121,937,121
12 繰 入 金		40,469,489	46,566	40,516,055	1 水 産 林 務 管 理 費	14,174,216	341,089	14,515,305
	2 基 金 繰 入 金	37,047,197	46,566	37,093,763	6 漁 港 漁 村 費	48,864,901	29,849	48,894,750
14 諸 収 入		307,725,004	314,562	308,039,566	13 治 山 費	18,002,331	529,000	18,531,331
	4 受 託 事 業 収 入	3,928,952	301,162	4,230,114	9 建 設 費	443,462,343	2,311,345	445,773,688
	6 雑 入	7,480,570	13,400	7,493,970	1 建 設 管 理 費	42,414,652	481,400	42,896,052
15 道 債		545,761,500	5,843,000	551,604,500	2 道 路 橋 り ょ う 費	200,638,951	457,300	201,096,251
	1 道 債	545,761,500	5,843,000	551,604,500	3 河 川 費	77,297,132	673,700	77,970,832
歳 入 合 計		2,848,572,222	34,377,689	2,882,949,911	4 空 港 港 湾 費	8,004,157	42,082	8,046,239
					5 砂 防 海 岸 費	25,452,634	656,863	26,109,497
					11 教 育 費	557,620,074	6,638	557,626,712
					1 教 育 総 務 費	22,886,946	4,680	22,891,626
					8 保 健 体 育 費	2,715,711	1,958	2,717,669
					12 災 害 復 旧 費	6,936,202	30,297,436	37,233,638
					1 農 地 開 発 施 設 災 害 復 旧 費	311,816	7,760,806	8,072,622
					2 水 産 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	3,141,686	5,576,280	8,717,966
					3 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,482,700	16,960,350	20,443,050
					歳 出 合 計	2,848,572,222	34,377,689	2,882,949,911

(単位 千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	261,066,722	51,347	261,118,069
5 防災費	1,666,315	23,150	1,689,465
9 選挙費	3,499,407	28,197	3,527,604
4 環境生活費	10,913,845	301,162	11,215,007
4 廃棄物対策費	270,924	301,162	572,086
5 保健福祉費	242,283,085	217,256	242,500,341
14 災害救助費	10,300	217,256	227,556

第2表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害資金貸付事業費	64,000	国庫からの借入れによる。	0	12年以内において、国の定める分割払の方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。				

臨時治山施設整備特別対策事業費	1,750,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	2,254,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
砂防費	6,692,000		10%以内	6,721,000		10%以内	
耕地災害復旧費	9,000		10%以内	335,000		10%以内	
漁港災害復旧費	49,000		10%以内	89,000		10%以内	
林道災害復旧費	11,000		10%以内	16,000		10%以内	
治山災害復旧費	611,000		10%以内	2,036,000		10%以内	
土木災害復旧費	695,000		10%以内	4,145,000		10%以内	
合 計	545,761,500			551,604,500			

支 庁 告 示

3 開発許可年月日及び番号 平成14年9月12日 網建指第14-10号

北海道渡島支庁告示第10号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、八雲町に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成15年9月12日

北海道渡島支庁長 前 田 晃

- 1 指 定 番 号 渡建指第1200号
- 2 指 定 年 月 日 平成15年9月4日
- 3 道 路 の 位 置 山越郡八雲町宮園町105番1、106番1
- 4 道 路 の 幅 員 5.00m
- 5 道 路 の 延 長 35.00m
- 6 申請者の住所及び氏名 亀田郡七飯町字大沼町1023番地26 宮崎サダ子
千葉市花見川区作新台6丁目10番3-706号 村田 光代

北海道網走支庁告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年9月12日

北海道網走支庁長 毛 利 明 雄

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 網走市つくしヶ丘3丁目88番253の内 ほか3筆（第2工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 網走市南6条東4丁目 網走市長 大場 脩

道 釧 路 土 木 現 業 所 告 示

北海道釧路土木現業所告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年9月12日

北海道釧路土木現業所長 長 栄 作

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
貨物兼乗用自動車（1,800cc 4WD バンタイプ） 1台
交換契約により乗用自動車1台（平成6年式スバルインプレッサワゴン）を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台（1,800cc 4WD バンタイプ ガソリン車）を当該契約の相手方から調達する。
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納 入 期 限 平成15年10月30日
 - (4) 納 入 場 所 釧路土木現業所中標津出張所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 北海道釧路市双葉町6番10号

北海道釧路土木現業所 2階小会議室

- (2) 入札日時 平成15年9月24日 午前10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 3の場所で交付する。

7 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
 - ア 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等を含めた額とすること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ア 名称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
 - イ 所在地 郵便番号 085 - 0006 北海道釧路市双葉町 6 番10号
電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 216
- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第113号

平成15年9月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成15年9月12日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数 92,637

3分の1の数 838,640

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

石狩支庁所管区域	7,805	札幌市豊平区	57,220
渡島支庁所管区域	47,244	札幌市清田区	28,747
檜山支庁所管区域	14,835	札幌市南区	41,779
後志支庁所管区域	30,623	札幌市西区	55,886
空知支庁所管区域	53,536	札幌市手稲区	36,329
上川支庁所管区域	36,268	函館市	78,175
留萌支庁所管区域	10,068	小樽市	41,391
宗谷支庁所管区域	9,661	旭川市	99,023
網走支庁所管区域	41,163	室蘭市	28,463
胆振支庁所管区域	19,052	釧路市	51,210
日高支庁所管区域	22,738	帯広市	46,227
十勝支庁所管区域	50,575	北見市	29,978
釧路支庁所管区域	22,355	岩見沢市	22,723
根室支庁所管区域	13,960	網走市	11,222
札幌市中央区	52,424	留萌市	7,711
札幌市北区	72,228	苫小牧市	45,898
札幌市東区	68,370	稚内市	11,700
札幌市白石区	55,240	美唄市	8,367
札幌市厚別区	34,416	江別市	32,443

紋別市	7,549	富良野市	6,862
名寄市	7,344	登別市	14,994
根室市	8,796	恵庭市	17,341
千歳市	23,566	伊達市	9,916
滝川市	12,583	北広島市	15,665
深川市	7,367	石狩市	14,927

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域

50分の1の数 8,577

3分の1の数 138,135

北海道警察旭川方面本部管轄区域

50分の1の数 12,086

3分の1の数 167,383

北海道警察釧路方面本部管轄区域

50分の1の数 11,588

3分の1の数 163,227

北海道警察北見方面本部管轄区域

50分の1の数 5,395

3分の1の数 89,911

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第125号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年9月12日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 警察官（男性）用長靴の入札

(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品の名称及び数量

警察官（男性）用長靴 2,949足

イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

ウ 納入期日 平成15年12月25日

エ 納入場所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請の時期 平成15年9月12日から19日まで

(イ) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部1階入札会場

イ 入札日時 平成15年9月26日 午前9時30分

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(6) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

(8) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

イ 交付方法 アの場所で交付する。

(9) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(10) 契約書作成の要否

要

(11) その他

ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

2 警察官（男性）用防寒手袋の入札

(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品の名称及び数量

警察官（男性）用防寒手袋 3,999双

イ 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

ウ 納入期日 平成15年12月25日

エ 納入場所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、

入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請の時期 平成15年9月12日から19日まで

(イ) 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場

イ 入札日時 平成15年9月26日 午前9時45分

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(6) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び財務規則第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

(8) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

イ 交付方法 アの場所で交付する。

(9) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(10) 契約書作成の要否

要

(11) その他

ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効と

する。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

4 この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

5 この入札の執行は、公開する。

6 詳細は、入札説明書による。